

京 都 市 建 築 審 査 会

令 和 元 年 度 第 3 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

令和元年6月14日（金曜日） 午後1時30分から午後3時25分まで

2 場 所

ひと・まち交流館 京都 地下1階 京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1

3 出席者

【建築審査会委員】

南部会長代理, 西嶋委員, 板谷委員, 奥委員, 伊藤委員

【建築審査会事務局】

高木建築指導部長, 文山建築指導課長, 岡田建築審査課長, 川口建築安全推進課長, 立石建築相談第二係長, 岡田企画基準係長, 西川道路第一係長, 川村道路第二係長, 白尾係員, 吉田係員

【参考人】

山本係員, 佐藤係員 (消防局予防部)

市田芸術大学担当課長 (行財政局総務部), 嶋本担当課長 (教育委員会事務局総務部)

山田大型施設建築第二担当課長, 福原大型施設建築第一係長 (都市計画局公共建築部)

【傍聴人】

3名

4 議事概要

(1) 議事録の承認等について

ア 令和元年度第2回会議の議事録の承認

イ 同意案件に関する報告

ウ 次回会議日程について

(2) 包括同意案件に関する報告

巨椋池本線料金所倉庫増築計画に係る道路内建築物許可

(3) 事前相談

京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備事業における道路の上空に設ける通路に係る道路内建築物許可

(4) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第2項第2号許可 (専用住宅: 上京区1件)

(5) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第2項第2号許可

(専用住宅: 右京区1件, 西京区1件, 北区1件, 左京区1件)

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1）から（4）まで
- ・非公開：上記の議題（5）

6 審議内容

(1) 議事録の承認等について

[ア 令和元年度第2回会議の議事録の承認]

結果：承認

[イ 同意案件に関する報告]

ア 報告の概要

前々回の建築審査会で同意した、接道許可1件（議案番号9001）について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

また、前回の審査会で同意した、建築基準法適用除外の指定1件（議案番号2）について、処分庁から指定した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

[ウ 次回会議日程について]

次回の建築審査会会議を令和元年7月12日（金）の午後1時30分からひと・まち交流館京都で開催することとした。

(2) 包括同意案件に関する報告

[巨椋池本線料金所倉庫増築計画に係る道路内建築物許可について]

ア 議案の概要

巨椋池本線料金所倉庫増築計画に係る道路内建築物許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

(3) 事前相談

[京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備事業における道路の上空に設ける通路に係る道路内建築物許可について]

ア 事前相談の概要

京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備事業における道路の上空に設ける通路に係る道路内建築物許可について、処分庁から資料の提示及び相談を受けた。

イ 備考：奥委員は、本案件の発注者である京都市行財政局の参事として、基本構想・基本設計の策定段階から受託者選定・基本設計までの一連の手の流れにおいて、業務として関わっておられることから、建築基準法第82条（委員の除斥）の規定に基づき、議事に加わられないこととされ、退席された。

ウ 質疑等

委員：上空通路を設置する箇所について、地上で須原通を横断することはできないのか。

処分庁：歩道と車道で高低差があり、現状及び計画後も横断することはできない。須原通を少し北側に行くと信号機及び横断歩道が設置されており、そこで横断できる。

会長代理：写真を見ると、歩道と車道の境界にフェンスが設置されているのか。

処分庁：そのとおりである。

委員：上空通路を設置する必然性はよく理解できた。半屋外空間のつながりを構成するとの説明だったが、イメージ図の中で、建物の水色に塗られているものとそうでないものの違い及び半屋外空間のつながりの中で黄色に塗られている部分とそうでない部分の違いについて説明してほしい。

処分庁：あくまでもイメージ図で正確でない部分もあるが、教室などの屋内空間を水色で、廊下や共有工房等のセミパブリックな部分を無着色で表現している。半屋外空間については、庇下の空間を黄色で、屋根のない完全な屋外空間を無着色で表現している。

委員：では、今回の上空通路には屋根がないのか。

処分庁：上空通路には屋根が設置される。イメージ図は1階部分をベースに表しているため、上空通路の箇所は地上部分として見ると黄色で表現されることになる。

委員：B地区とC地区を結ぶ部分は、屋根のない地上でのアクセスになるのか。

処分庁：その部分について、細かい動線の計画は調整中であるが、河原町通がアンダーパスしていく部分であり、通りの上部に我々が「ふたかけ部」と呼んでいる広場状の空間で、歩行者が通行できるようになっている。車道もあるが交通量はあまりなく、歩行者が自由に通行できる部分であることから、屋根を設けず、この部分を通行していくこととなる。

委員：全体的なデザインについて、美風審で評価されているという説明があり、パースを見ても軽やかで景観にも配慮された美しいデザインである。小さな図面を見ると屋外通路も軽やかなデザインのように見えるが、上空通路のパースや図面を見ると、許可基準といった制約の中で、1.63mの高さまで折板の壁があって、そこだけがガチッとしたものになっている。パースでは、A地区の建築物にも1.63mの壁が同じ高さで伸びていくように表現されているが、壁の上部から人の姿が見えており、整合しないが、どちらが正しいのか。

参考人：上空通路東側のA地区についても、手すり壁が回るように計画している。高さの関係で上の階との取合いにより、手すり壁の高さは下げることになると思うが、今後検討していく。

処分庁：A地区の手すり壁の高さについては検討中である。パースの中では上空通路の壁と同じ高さになっており、不整合な状態であるため、本審議までに整理する。

委員：前提の確認だが、学生数は5月1日時点での実際の学生数なのか、収容定員なのか。

参考人：5月1日時点での学生数である。

委員：在籍者数ということですね。許可基準で通路の幅員を検討する際に、学生の在籍者数、教職員数の通行量を基に通行量のピークを確認していると思うが、大学としては、連携している他の大学の学生や研修生等もいるはずであり、実際にキャンパス内で移動することになる方を把握して、その人数を含めた最大人数であっても問題ない、という説明をしていただく方が好ましい。

また、同じく通路の幅員を検討する中で、車椅子使用者同士のすれ違うのに望ましい幅員以上を確保される、とのことだが、現状の大学への要請からすると、様々な障害をもっている方で就学の意思を持つ方には極力様々な対応をすることとされており、様々な状態の方から相談があると思う。よって、車椅子使用者がすれ違うことができるだけの検討では不十分ではないか。公立の大学、高等学校であり、かつ、専門性が高く、生徒や学生側の選択肢が限られていることを考えると、様々な状態の方も受け入れていくべきであり、そういったことに配慮しても十分な幅員であるという説明が好ましい。

許可基準の通路の構造について、小規模かつ周辺街灯の支障にならない計画であることから、照明を設けない、ということについて、上空通路の基準を満たすことに異論はない。それを踏まえたうえで、上空通路の議論からは外れるかもしれないが、開放型のキャンパスの場合、一般の方も通り抜けることが多く、色々な人が出入する。開放型であることが、夜間においては防犯上の心配になることが随所に出てくる。

道路上には街灯があつて、上空通路を設けることによって視認性を低下させることはない、という説明だったが、開放型のキャンパスが夜間は暗いことを考えると、上空通路だけでなくキャンパス全体の防犯上の問題も将来に向けて考えるべきではないか。また、既存の高架もあるため、須原通は元々暗く、そこに加えて上空通路ができることになる。京都駅の八条口付近には近年様々な施設が増え、外国人を含め様々な方が増えてきている。夜間の防犯上の措置について、上空通路の許可基準を満たすより高い次元を目指すことと考えたほうが良いのでは。あくまでも意見であるが。

処分庁：通路幅の検討についての人数想定については、学生の定員やカリキュラム等を再度確認し、検証を行う。

また、同じく通路幅の検討について、車椅子使用者同士だけでなく他の場合についてもこの幅でも円滑に使用できるのか検証したうえで記載を見直す。

防犯上の整理は今後改めて行うが、現時点で分かっていることとしては、セキュ

リティゾーンを設けることとしており、夜間は上空通路部分を閉鎖するため、夜間に自由に入出することはできない。しかし、夜間に学生がいることも考えられることから、具体的にどのように運用するのか周辺建物の使い方を含めて整理する。須原通の現状の暗さについて、それに対して貢献できることはないか、という点について、現地の状況を確認し、照明設備を設置することが好ましいかどうかを検証し、本審議で提示できるようにする。

委員：安全性について確認したい。上空通路の下にブラケットが斜めに出ている。構造上必要なことは分かるが、大きな美術作品等を運ぶ際や見通しの悪い夜間の移動の際に、作品や頭がぶつかる可能性はないか。どのような対応を考えているか。

処分庁：こちらも同じ認識を持っており、現時点ではパースに反映できていないが、斜材の下部については、植栽等を配置し、人や物が通過できないようにして安全性を確保する検討をしている。本審議で説明できるようにする。

会長代理：本日の意見を踏まえて、本審議に向けて対応していただきたい。

(4) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：上京区1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

(5) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区1件、西京区1件、北区1件、左京区1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

3 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄